

松江市地域花火実施事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市地域花火実施事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するものほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市地域花火実施事業補助金
補助金交付の目的	松江市内で開催する地域の花火大会（松江水郷祭を除く。以下、同じ。）を支援することで、地域におけるにぎわいを創出することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	町内会・自治会等の開催する火薬類取締法第25条（昭和二十五年法律第百四十九号）に規定された都道府県知事の許可を要する花火大会
補助対象経費	交付対象事業の実施に要する次に掲げる経費とする。 (1) 報償費 (2) 需用費 (3) 役務費 (4) 委託料 (5) 使用料及び賃借料 (6) 人件費
交付の率又は金額	補助対象経費の10分の10以内の額(1,000円未満切捨て)とし、200千円を上限とする。ただし、申請は1団体につき年1回とする。 ※補助対象経費の範囲内において、他の補助金を併用できるものとする。
補助対象者の範囲	交付対象事業を実施する次に掲げる団体とする。 (1) 自治会・町内会

	(2) その他地域住民主体の団体で市長が認めるもの
終期	令和 8 年 3 月 31 日

(実績報告)

第 3 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（効果検証に必要となる資料を含む。）
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(概算払)

第 4 条 規則第 14 条第 1 項ただし書の規定により、この補助金は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 17 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。